

中小企業インターンシップ促進補助金

町内の中小企業等のインターンシップにかかる経費を補助することにより就職希望者との接する機会を増加させ、町内企業への就職を促進することを目的としています。

補助金の活用事例

インターンシップにより若手人材を確保するため、会社を知ってもらいたい。



経費を補助することにより、企業の負担を軽減。



インターンシップを実施する回数が増え、多くの人材と繋がりを持つことができる。



補助率／補助対象経費の3分の2以内
補助金額／1事業所につき**上限5万円**

補助内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

お問合せ先：産業振興課 TEL 72-7705 / FAX 72-4000



補助金概要

補助金交付対象事業主

- ・高浜町内に本社を有する中小企業または中小企業事業者で構成された団体及び高浜町内在住の個人で構成された団体であること。
- ・対象となるインターンシップ実習生の年齢は、申請日において18歳から25歳までであること。また役員の1親等以内の親族は対象外。

補助対象経費

- ・インターンシップ実習生への報酬
- ・実習生がインターンシップ期間中に高浜町内の宿泊施設に宿泊する費用
- ・その他町長が認めるインターンシップ受入れを行う際に係る経費（交通費は除く）

補助金の額

- 対象経費の合計の3分の2以内、年度内で5万円が上限
- 1事業所あたりの補助金額等の上限は以下のとおり
 - ・実習生1人あたり、1日につき5千円
 - ・実習生を受け入れる人数は2人、日数は5日間分

申請期間

令和3年4月1日（水）～令和4年1月31日（月）